

半期債券報告書

(第 8 期中) 自 平成18年 4 月 1 日
至 平成18年 9 月30日

日本政策投資銀行

1．この半期債券報告書（第8期中）（以下、「本報告書」という。）は、日本政策投資銀行（以下、「当行」という。）が、第8期中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を記載して作成した、平成18年12月26日付けの書類です。

当行は、日本政策投資銀行法第43条に基づき、財務大臣の認可を受けた日本政策投資銀行債券の発行に係る基本方針に則って、日本政策投資銀行債券を発行する際に、債券内容説明書（以下、「説明書」という。）を作成する予定です。各説明書には、該当する日本政策投資銀行債券に関する詳細が記載されます。各日本政策投資銀行債券への投資判断にあたっては、当該各説明書も併せてご覧下さい。また、本報告書作成以後に公表すべき変更その他の事由が生じた場合、第8期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）に係る同様の債券報告書が作成される日までに発行される日本政策投資銀行債券に係る各説明書に、補完情報として記載する予定です。

2．日本政策投資銀行債券については、証券取引法第3条が適用されることから、日本政策投資銀行債券に関しては、証券取引法第2章の規定は適用されません。

従って当行は、同法第24条に基づく有価証券報告書の提出義務を負っていませんが、当行は、今後毎事業年度及び毎半期ごとに、上記の記載事項を記載した債券報告書及び半期債券報告書を作成し、原則として毎年6月末日及び12月末日を目途として公表する方針を有しています。公表の方法については、債券報告書及び半期債券報告書を本支店に備え置き開示するとともに、当行ホームページ（<http://www.dbj.go.jp/>）にも掲載します。

3．当行の財務諸表は、日本政策投資銀行法第38条第1項の規定に基づき、財政制度審議会公企業会計小委員会が定めた「特殊法人等会計処理基準」に準拠して作成しています。

第7期中（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）及び第8期中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）につきましては、上記財務諸表に加え、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年8月30日大蔵省令第38号）」及び「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）」に基づいて作成し、それぞれ証券取引法第193条の2所定の監査証明に準ずるみずす監査法人（旧中央青山監査法人）による監査証明を受けた中間財務諸表及び中間連結財務諸表（それぞれ企業会計基準に準拠）を、本報告書において併記しています。

（注） 本報告書中の数値は特に他の記載がない限り、企業会計基準に準拠したものです。

目 次

	頁
第 1 法人の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	10
4 従業員の状況	11
第 2 事業の状況	12
1 業績等の概要	12
2 生産、受注及び販売の状況.....	26
3 対処すべき課題	26
4 経営上の重要な契約等	26
5 研究開発活動	26
第 3 設備の状況	27
1 主要な設備の状況	27
2 設備の新設、除却等の計画	27
第 4 法人の状況	28
1 資本金の状況	28
2 役員の状況	28
第 5 経理の状況	30
1 中間連結財務諸表等（企業会計基準準拠）	30
2 中間財務諸表等（企業会計基準準拠）	61
3 財務諸表等（特殊法人等会計処理基準準拠）	76
4 企業会計基準準拠財務諸表についての補足	103